科学研究費助成事業

研究成果報告書



研究成果の概要(和文):本研究は、仮釈放における受刑者の関与の可能性について、比較法的検討を行い、日本制度への示唆を抽出した。本研究は、比較対象となる台湾の仮釈放について、その制度の概要と判断基準をまず確認し、台湾の仮釈放判断基準は受刑者の再犯危険性と社会的感情に偏っている状況や政策的要素が許可基準 を侵食する恐れがあることを指摘した。また、不服申立制度である覆審制度を分析しつつ、司法院大法官の二つの解釈を切口にして、台湾での仮釈放の権利をめぐる議論を検討し、受刑者の仮釈放審査への関与は必ずしも権利益を前すこと思わたとは限らないという知見を得た。日本法の政策的議論の場面において、これらの研究結果は 参考になると思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究は仮釈放における受刑者の関与の可能性について、海外制度を参照しつつ、政策的議論に供しうる視座を 提供した。特に刑の長期化・受刑者の高齢化が顕著になっている昨今において、仮釈放の意義を高めるための議 論として、本研究は高い意味を有している。また、日本での仮釈放制度に関する研究は欧米制度との比較検討が 多く、アジア圏との比較検討が殆ど行われてきていない現状において、本研究は、日本法の影響を受けて近年に 独自の進化を遂げた台湾法を取り上げて検討を行った点で、高い学術的意義を有していると評しうる。

研究成果の概要(英文):Under Japanese law, prisoners do not have the "right" to apply for parole. During the parole review process, prisoners are not even given the opportunity to be notified. However, since the parole system is considered to be a system that helps prisoners return to the society, it is necessary to discuss whether the current provisions of the system are appropriate. This study takes Taiwan's parole system as an example, analyzed the legal requirements, judgment criteria, and review procedures of Taiwan's parole system, and analyzed the parole retrial process that implemented in 2020. This study found that whether the prisoner is given the opportunity to participate in the parole review is not related to whether the prisoner's right to apply for parole is recognized. As a result, adding new legal provisions through policy decisions to increase the degree of participation of prisoners in parole review is one direction that Japanese law can refer to

研究分野: 刑事法

キーワード: 仮釈放 受刑者 刑務所 刑事政策 台湾

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

(1) 仮釈放は、自由刑の執行を受けている受刑者を一定の条件つきで仮に刑事施設から釈放し、社会の中で生活を営ませながら保護観察などを施し、その改善更生と社会復帰を見極める制度である。犯罪の少ない社会を構築することが目標とされる刑事政策においては、極めて重大な意味を持っている。このような制度への理解は、有識者の間に共有されている。

(2) 近年、刑罰制度改革議論のルネサンスが見られる。諸議論の検討において、自由刑関連 の制度の一つである仮釈放も問題の背景事情とることが多く、関心を集めている。例えば、2016 年に施行された「刑の一部執行猶予」制度が検討された背景には、残刑期間の短い仮釈放者、並 びに仮釈放に至らない満期釈放者は、その残刑期間が短いゆえに保護観察の期間も短く、ひいて は、刑の執行満了により保護観察を施すことができず、社会内処遇の期間の確保が困難なことに よって再犯に至るケースが多い、といった問題が存在していた。

しかしながら、自由刑やその関連制度が議論され、制度の新設改廃も行われたものの、仮釈放 の制度そのものへの検討が積極的に行われておらず、仮釈放に関連する問題が山積していると 言わざるを得ない。その一つとして、現在、制度上、仮釈放の審理は刑事施設側の申出により開 始され、仮釈放が許されない旨の判断に至ったとしても、それに対して異議を申し立てる制度が 設けられておらず、受刑者が仮釈放の全過程に関与する余地は殆どない。従来、受刑者は仮釈放 の申請権を有さず、仮釈放が許可されないことについても不服申立てができないと解されてき た。これについて、異を唱える説が少なく、議論の進展があまり見られていない。しかし、仮釈 放を受刑者の更生を図る手段として理解し、社会内処遇を受けることによって更生する可能性 のある受刑者を見出す観点からも、仮釈放手続に主体的に関与させるような地位を付与しても 過分とは言えない。現行制度への再検討を行う価値は十分にあり、また海外の制度を参照しなが ら、それを行うべきであると思われる。

2.研究の目的

仮釈放の不許可決定に対する不服申立を許す立法例は海外に存在し、日本法に示唆を与えら れる点が多く、また、仮釈放の審理開始及びその不許可決定に対して、受刑者に何等かの主体的 に関与のできる方法を与える可能性についても、比較法の観点で改めて探る価値が高いと思わ れる。本研究は、仮釈放手続における受刑者による主体的関与の可能性を明らかにして制度への 提言を行うべく、国内で殆ど触れられていない台湾法を主な比較対象として、その仮釈放制度に ついて分析・整理して、日本制度への示唆を抽出する。

3.研究の方法

本研究は、文献調査を主たる手段として、現行刑法成立以降の国内の仮釈放に関する論文を網 羅的に収集して精査し、日本の仮釈放制度の従来の議論の再確認を行った。そして、比較法的検 討の対象とする台湾の仮釈放制度に対する理解に力を入れ、それに関連する資料を収集するこ とは勿論、台湾の刑法、監獄行刑法、省庁による下級法令等についても可能な範囲内で収集して 検討し、実務運営状況の確認のための現地調査も行った。

4.研究成果

本研究の成果は論文として公刊されている。その要点を以下のように示すが、紙幅の制限で注 釈等を全て省略したことを予めお断りしておく。

(1) 台湾の仮釈放制度の概観

本研究は比較法的検討に先立ち、台湾の仮釈放制度の枠組みを概観した。台湾の仮釈放の基本 規定は刑法第10章に置かれ、第77条に「悔悛の実証」という実質的要件、法定期間と最低執行 期間からなる形式的要件、そして除外類型が置かれている。形式的要件である法定期間としては、 無期刑は25年であり、非累犯の有期刑は刑期の2分の1であり、累犯の有期刑は刑期の3分の 2である。ただ、有期刑の執行が6か月未満の場合は仮釈放の規定を適用しないという最低執行 期間の規定があるほか、重罪三犯以降の重罪受刑者や再犯の危険性の高い性犯罪者についても 仮釈放の適用がないという仮釈放の除外類型も設けられている。このほか、2020年の法改正ま で運用していた累進処遇に連動する仮釈放制度の規定の一部は、手続的要件として、なお現行の 行刑法規に残されている。

刑法第 77 条第 1 項によれば、受刑者に悔悛の実証があると思われ、かつ、法定期間を経過し た場合、刑務所が法務部(法務省に相当、以下同じ)に申請し仮釈放を許すことができるとされ ている。当該規定は、監獄行刑法、並びに法務部の通達によりさらに細分化され、「仮釈放審 査会」による仮釈放案件の審議と、法務部矯正署による可否決定という二段階構成となってい る。すなわち、まず、刑務所は仮釈放要件を満たしていると思料される受刑者を選び出し、各刑 務所に設置されている仮釈放審査会に諮る案を提出する。そして、仮釈放審査会による審議と議 決を経て、刑務所はその結果を法務部矯正署に報告する。法務部矯正署は上がってきた案件につ いてさらに審査し、仮釈放の可否決定を行う。現状として、刑務所の仮釈放審査会で認めた仮釈 放案件のうち、約2割が法務部レベルで否決されている。

また、台湾では、仮釈放に関する決定として、仮釈放許可決定、仮釈放不許可決定、仮釈放中 止決定と仮釈放の取消決定の4種類が存在している。前二者の決定は、法務部矯正署が刑務所に よる仮釈放の申請に対して行う仮釈放の許可または許可しない決定を指す。仮釈放中止決定と は、仮釈放許可決定が行われた後、受刑者が釈放される前に、受刑者が重大な規律違反をした場 合、仮釈放審査会の議決を経て、刑務所の申請により法務部が仮釈放許可決定を撤回するための 決定である。取消決定は、刑法または保安処分執行法に定める取消事由があった場合、法務部矯 正署が行う仮釈放の取消しのための決定である。また、全面改正を経て2020年に施行された現 行の監獄行刑法において、これらの仮釈放に関する決定への不服申立の規定としての覆審制度、 並びに、覆審決定に対して不服とした場合の行政訴訟に関する規定が導入されている。

仮釈放の期間について、台湾刑法では、有期刑はその残刑期間とされているが、無期刑は日本 法と異なり、仮釈放後20年とされ、この期間内に取消しがなかった場合、未だ執行されていな い刑期は既に執行されたものとして論ずるとされている。仮釈放により出所した者は、その期間 中、保護観察に付する。

(2) 台湾法の仮釈放実質要件の判断基準への検討

台湾法の仮釈放の実質的要件である「改悛の実証」の意味や判断方法に関して、法務部が発し た通達が重要である。本研究は、1996年に全面改正され、2020年まで有効だった旧基準「仮釈 放処理注意事項」並びに現行基準について分析を行った。

旧基準では、(仮釈放審査を行う委員会は)「処遇担当チーム及び教育部門の意見、受刑者の受 刑中に関する事項、受刑者の仮釈放後の社会感情を詳細に審査し、改悛の実証があると認めると きに、決議を経て仮釈放の申請を行う」という内容に加え、「その犯罪に道義上または公益上宥 恕できる状況があるかについても斟酌する」との指示が置かれていた。学説の多くは、これに示 された審査事項・内容を判断基準として認識し、仮釈放の可否は、それらを総合的に考慮し判断 すると理解していたが、実際は、それらの内容はほぼ「受刑状況(の良否)」と「社会感情(の 是認)」の二つに言い換えることが出来ると思われる。また、実務では、実際に考慮された諸要 素は再犯の危険性の推認に用いられたことも多く、「再犯のおそれがないこと」が「改悛の実証」 と相互に証明しあう表裏一体のものというような認識が伺えたことから、「再犯危険性のないこ と」が判断基準になっていなかったにもかかわらず、事実上、常に重く考慮されていた。

他方、2020年の改正監獄行刑法の施行を機に、現行の許可基準となった法務部通達「審査参考基準」(本文と別表「仮釈放審査参考原則一覧表」からなる基準)について、列挙された類型を「犯罪の状況」、「犯罪後の態度(刑務所内の行状を含む)」、「再犯危険性(前科記録を含む)」という3つのグループに分けて、「厳格審査」や「寛大審査」の2つのカテゴリーに帰属させている点が特徴的である。厳格・寛大の二大方針を挙げていることは、20余年以来台湾の刑事政策において支配的地位を占めている「両極分化刑事政策」(軽微犯罪や改善更生が期待される犯罪者については、緩やかな対策を取り、重大犯罪や改善更生が期待されない犯罪者に対しては、厳しく対処するという方針)が仮釈放分野で進められたことを反映していると言われている。

本研究は、現行基準の問題点を指摘した。まず、両極分化政策を指導原則にすることにより、 仮釈放のジレンマを助長するばかりではなく、政策的意図のある要素を基準に織り込んだこと によって、基準全体が結論先行志向の基準になりかねない。実質的に審査されるべき「悔悛の実 証」が政策的指示に埋もれないように、基準にある要素の純化が必要である。

そして、旧基準にある「社会感情」の判断が難しく、現行基準で正面から取り上げられていな いにもかかわらず、実際はいくつかの漠然とした消極的要素に転化しており、現行基準は寧ろ判 断対象を曖昧にしている。加えて、「社会の期待」や「公平正義」といった社会感情に係わる要 素が「犯罪状況の重大性」のベクトルに置かれたことによって、結局、犯罪が重大であればある ほど、社会の期待や公平正義に沿う判断を行うために、事実上、世論や世論的社会感情を汲み取 るしかないことになっている。

また、旧基準で隠れ要素だった再犯危険性は現行基準で1つの判断グループとされ、列挙した 寛大と厳格の要素で判断され、明確化が図れた点は評価しうる一方、それに盛り込まれた要素が 「社会の期待」や「公平正義」といった要素と相まって、重大犯罪の仮釈放の可能性をさらに薄 くするおそれがあり、適切とも言えないと思われる。

(3) 近年台湾における仮釈放の権利に関する議論

2020年に施行された現行の監獄行刑法では、仮釈放に関する決定への不服申立の規定として の覆審制度、並びに、覆審決定に対して不服とした場合の行政訴訟に関する規定が導入されてい る。制度導入の要因である 2010年の司法院大法官第681号解釈と2011年の第691号解釈、及び その前後に提唱された学説は、仮釈放の権利についても議論した。これらの議論は現在の台湾で の理論状況を理解するのに重要であるため、本研究はその分析を行った。

台湾では、往昔、仮釈放は刑務所が特別権力関係に基づいて矯正の目的を達成するための行為 として考えられ、救済を認めないことは長い間、当然視されていた。仮釈放は受刑者が享受しう る権利であると主張する権利説は有力であるものの、特別権力関係と親和的である仮釈放恩恵 説は根強かった。仮釈放の取消決定や不許可決定に対して不服とした事案が背景だった司法院 大法官の両解釈は、仮釈放での特別権力関係について否定的立場に立ち、制度改正を要求した。 その結果、仮釈放においての特別権力関係が解消し、恩典説が衰退し権利説の諸説が台頭した。 とりわけ、両解釈の解釈理由に「人身の自由」が繰り返して取り上げられたことは、仮釈放が基 本権から導かれる権利であることを示唆しているという分析が多数見受けられる。しかし、それ らの論点は決定打に欠け、両解釈の文面だけで仮釈放は基本権から導かれる「権利」であると解 する見解には問題がある。

一方、仮釈放は法律により保護される権利として解する可能性は排除されていない。即ち、法 律によって、被処分者が仮釈放に関する何等かの権利を有しているのであれば、行政機関による 仮釈放に関する決定がその権利を侵害する理屈は考えられる。とりわけ、受刑者に仮釈放を請求 する権利(仮釈放申請権)の有無が問題となる。この点に関して、学説の見解ないし大法官の見 解が分かれており、定説は未だに存在していない。ただ、受刑者による仮釈放の請求権が法律上 の権利として理解しうるかは、法解釈の余地はともかく、現行法の仮釈放の規定として、申請主 体は刑務所に限られており、受刑者に仮釈放申請権が付与されていないことには変わりがなく、 その実定法上の根拠がない。もっとも、法律上の利益が侵害される場合でも司法的救済があり得 るため、行政機関による不利益処分を受けた場合にも、利益侵害として司法的救済を求める権利 がある以上、仮釈放請求権を有しなくても、仮釈放不許可決定や仮釈放取消決定を不服とすると き、その司法的救済の措置を設けるべきことは、理論的に順当であり、大法官はこの立場に立っ ていると思われる。大法官の見解を受けて改正された台湾の現行法は、行政機関による不当な仮 釈放の不許可決定、取消決定、又は中止決定を受けた場合、これが一種の法律上の利益の侵害と して捉えていると思われる。

(4) 不服申立としての覆審制度と行政訴訟手続が導入された意味

2020年に導入した覆審制度について、受刑者は、仮釈放中止決定、仮釈放不許可決定、又は 仮釈放取消決定に対して不服とする場合、処分決定書を受け取った日の翌日から十日以内に法 務部に覆審を提起することができ、法務部に設置される覆審委員会がこれを審理する。審理して 理由があると認めたときには原決定に対して取消または変更の決定を行い、理由がないと認め たときは却下するが、覆審決定に対して不服とするとき、行政訴訟の提起が許される。覆審は訴 願相当の手続として位置づけられ、覆審は原決定の合法性と合目的性について審査するため、仮 釈放審査会の構成や決議の合法性、審査に利用した資料の形式的真正性、裁量濫用の有無、決定 手続の適正性など合法性の観点で審議することが考えられるほか、刑の執行の目的という観点 で原処分を取り消すこともありえる。また、行政訴訟についても、行政裁判所の判断は原決定の 合法性に対する判断に止まり、妥当性の判断には及ばない。それぞれの限界により、仮釈放に関 する決定は簡単に覆すことができない一方、一連の手続の確立により、仮釈放審査での意見陳述、 決定書の受け取り、理由の告知などの被処分者の不服申立における権利も明文で定められてい る。これにより、被処分者は自分の仮釈放案件がどのように審議・審理されたかを知ることがで きるようになり、仮釈放手続全体の透明性が高められた。また、受刑者または仮釈放者の手続全 過程での主体性が以前より著しく高められたことも明らかである。

(5) 日本法への示唆と今後の課題

本研究の分析を通じて、日本制度への示唆が幾つか得られた。以下はその二つを摘要する。

まず、日本の仮釈放審査は、従前から「再犯のおそれ」や「社会の感情」が重要視されてきて おり、再犯のおそれに対する判断が犯罪の重大性や社会感情への配慮と連動しているという指 摘も見られ、台湾の状況と似通った点があると思われる。仮釈放の判断基準とされた受刑者の 「悔悟の情及び改善更生の意欲」は、再犯のおそれや社会の感情に偏った判断によって安易に否 定されてしまうおそれがあり、台湾のように再犯のおそれにかかわる要素を細分化する方法は 対策の一つであると考えられる。ただ、再犯予測システムの導入を策定している台湾においても、 再犯予測システムばかりに頼った判断は社会防衛的概念を引き込み、受刑者の改悛の情を凌駕 する判断となる危険性が依然として存在しているとの指摘があり、注意を要する。

そして、仮釈放手続での受刑者の関与について、日本では、仮釈放は受刑者の権利ではない見 解が通説であり、実定法の根拠なしに特に仮釈放申請権を受刑者の権利として認めることは難 しい。日本の状況に対して、同じく仮釈放を権利として認めない台湾では、大法官による憲法解 釈を機に不服申立に関する一連の手続が確立されたことによって、審理の透明性や受刑者の関 与の度合いが高められた。確かに、違憲審査の構造が異なっている日本では、類似するパターン による制度の変更はないが、台湾の理論的敷衍は日本の政策形成の参考にする価値はある。即ち、 仮釈放を権利として認めないだけで、行政機関による仮釈放に関する決定の行為が被処分者に 利益侵害を与える可能性を全く検討しえないという帰結にはならず、救済や受刑者関与に関す る手続の創設を否定する理由にもならないことから、政策的議論を通じて、これらを導入するこ とは理論的に可能であると思われる。

他方、本研究の検討で得られた視座に沿って、現制度の枠組みにおいて、制度作りをいかに実 現するのか、その道筋について更なる研究をする必要があり、これを今度の研究課題にしたい。

< 引用文献 >

呉柏蒼、「台湾における仮釈放の制度構造と判断基準について」、信州大学経法論集第13号、2022, pp.1-36.

呉柏蒼、「台湾における近年の仮釈放の権利に関する議論と不服申立制度導入の意味」、信州大学経法論集第16号、2024、pp.87-110.

5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件(うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件)

1.著者名	4.巻
二 呉柏蒼	第16号
2.論文標題	5.発行年
台湾における近年の仮釈放の権利に関する議論と不服申立制度導入の意味	2024年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
信州大学経法論集	87~110
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
	1

1.著者名	4.巻
呉 柏蒼	13号
2.論文標題	5.発行年
台湾における仮釈放の制度構造と判断基準について	2022年
	1
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
信州大学経法論集	1~36
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------